

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒就学支援制度

みやき町では、お子さまが小中学校に就学する際に、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や学校給食費等を援助する事業を行っています。

申請をされる方は、下記の必要提出書類をみやき町教育委員会までご提出ください。申請は、毎年必要です。

支給内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・給食費等でみやき町教育委員会が定めた金額

対象者

本町に住所を有し、公立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で国が定める「生活扶助基準」と比較し、経済的に困窮しているとみなされる世帯が支援の対象となります。

- ・ 要保護児童生徒とは、生活保護世帯の児童生徒です。
- ・ 準要保護児童生徒とは、要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者です。

提出書類

下記書類をみやき町学校教育課に提出してください。

- ① 就学援助費支給申請書（1世帯につき1枚）
※ みやき町のホームページからダウンロードできます。
- ② 令和3年給与所得証明等の源泉徴収票の写しまたは令和3年確定申告書の写し（世帯全員分）
※ 祖父母等で、住民票を別にしている（世帯分離）が、同じ家に住んでいる場合や、単身赴任などにより、その世帯の生計を維持する方が他に住んでいる場合も、同居の世帯に含まれます。
- ③ 次に該当する世帯においては、下記についても必ず添付してください。
 - ・ 生活保護の停止又は廃止・・・「保護証明」の写し
 - ・ 町民税の非課税・・・「町民税非課税証明書」
 - ・ 国民年金保険料の免除・・・「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し
 - ・ 児童扶養手当の受給者・・・「児童扶養手当証書」の写し
 - ・ 遺族年金の受給者・・・「遺族年金証書」の写し
 - ・ 必要に応じて、みやき町学校教育課から指示されるその他の書類

申し込み期間

みやき町教育委員会（こすもす館内）にて令和4年2月1日（火）から随時受け付けております。

※ 令和4年度当初（4月）からの認定を受けるには令和4年3月31日（木）までに申請ください。

問合せ先

この制度に関する問い合わせ先は下記のとおりです。また、みやき町のホームページにも記載しております。遠慮なくご相談ください。

みやき町教育委員会 学校教育課 0942-89-3052